

●香川県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年9月16日から同年10月7日まで一般の縦覧に供する。

平成23年9月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 436号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡小豆島町橘字串ノ浦乙3 番2地先から 小豆郡小豆島町橘字串ノ浦乙10 番2地先まで	12.7~78.6	180	平成19年香川県告示第6号及び 平成23年香川県告示第260号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成23年9月16日